平成28年労第117号

主文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社(以下「会社」という。)に入社し、平成〇年〇月〇日から会社B事業所でシステム技術担当として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃、頭がぼーっとしたり、時々めまいがするなどの症状が出現したという。

請求人は、同年〇月〇日、C病院に受診し「うつ病」と診断された。その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「うつ病」と診断され、平成〇年〇月〇日には、Eクリニックに受診し「うつ病性障害」と診断された。

請求人は、平成〇年〇月頃から上司による暴力、暴言を受けていたこと、平成〇年〇月から携帯電話向けラインの設備制御システムの立ち上げに従事し、同月から同年〇月にかけて工場内ネットワークの立ち上げ支援も行い、さらに、同年〇月からは3インチ程の液晶ディスプレイ製造ラインの立ち上げに従事したため残業時間が増えたことから精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした(以下「前回処分」という。)。

請求人は、前回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」 という。)に審査請求をしたが棄却され、再審査請求においても、当審査会は平 成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した(平成26年労第210号事件。以下「前 裁決」という。)。

今般、請求人は、前回処分と同じ理由で監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、既に前回処分で不支給決定した精神障害に係る療養であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)本件再審査請求は、前裁決と同一の理由による後続請求と認められるところ、 当審査会は、既に前裁決において、引用する認定基準に基づき、請求人に発病 した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないと判断しているとこ ろである。
- (2) 請求人は、本件再審査請求においても、前裁決における主張と同旨を述べる のみであり、上記判断を覆す新たな主張や資料の提出がない以上、当審査会と しても、同判断を変更すべき事情は認められない。
- 3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。